

**塩釜商工会議所 「マリン共済」
新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による
「病気入院見舞金」のお取り扱い終了について**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまならびに関係者の皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、塩釜商工会議所のマリン共済制度では、2022年10月15日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊療養・自宅療養による入院で「重症化リスクの高い方（※）」を「病気入院見舞金」のお支払いの対象としております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。

こうした状況を踏まえ、当所共済制度におきましても、2023年5月8日以降の宿泊療養・自宅療養による入院を「病気入院見舞金」の支払対象とする取り扱いを終了いたしますのでご案内申し上げます。

《《新型コロナウイルス感染症と診断された場合の病気入院見舞金の支払範囲》》

ケース		陽性診断日		
		2022年10月14日まで	2022年10月15日～ 2023年5月7日	2023年5月8日以降
医療機関へ入院の場合		○ 支払い対象	○ 支払い対象	○ 支払い対象
宿泊療養・自宅療養の場合	重症化リスクの高い方（※）	○ 支払い対象	○ 支払い対象	<u>× 支払い対象外</u>
	上記以外の方	○ 支払い対象	× 支払い対象外	× 支払い対象外

※「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

※各種見舞金・助成金等の給付要件につきましては、別添の「塩釜商工会議所 見舞金等の各制度規約」をご参照ください。

《本件担当》 塩釜商工会議所 総務課 鹿野・伊賀

〒985-0016 塩釜市港町1-6-20 Tel.022-367-5111